さいたま都市計画都市再生特別地区の決定(さいたま市決定)

さいたま都市計画都市再生特別地区を次のように決定する。

	種 類	面 積	建築物その他の 工作物の 誘導すべき用途	作物の最高限度及び最低限度		建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの 最高限度	備考
F			あ等す、○ 用述	取同限度	取心恢泛	取同限及	取凶限及	取同限及	
	都市再生特別地区 (大宮駅東口大門町3丁目中地区)	約 0.6ha	_	110/10 (注1)	40/10	7/10	1,000 m²	100m	別添図のと おり、広場 状空地を確 保する。

ただし、壁面の位置の制限については、歩行者等の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するものについては、この限りではない。

(注1) ただし、建築物の延べ面積(建築基準法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積)の80/100以上を「さいたま市における宿泊施設及びオフィスの整備に着目した容積率緩和方針」に定める規模以上の階の床面積を有するオフィス及びこれに付随する施設の用途とする。

合計	約 0.6ha				

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由:都市再生緊急整備地域(大宮駅周辺地域)における都市の再生、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を決定するものである。